

# 岡山市多文化共生社会推進プランの改訂案へのご意見募集(パブリックコメント)の結果について

## 1 意見募集の概要

募集期間	平成31年1月4日(金曜日)から1月31日(木曜日)まで
閲覧場所	国際課、友好交流サロン、情報公開室、各区役所(総務・地域振興課)、各支所(総務民生課)、各地域センター、各公民館、岡山市ホームページ
意見提出方法	郵送、持参、電子メール、ファックス
意見提出先	岡山市市民協働局市民協働部国際課

## 2 意見募集の結果

意見提出者数 11名

意見件数 28件

※同一の意見提出者から複数のご意見をいただいているため、人数と件数は一致しません。

No.	箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	プランの改訂にあたって	「政令指定都市となって10年」、「2014年10月(岡山市で)ESDに関するユネスコ世界会議が開催された」。「ESD活動と国連SDGs(持続可能な開発目標)事業の一環として取り組む」を挿入する。	ご意見を踏まえて、P2の「1 プランの改訂にあたって」の中に、SDGsの視点を追加します。
2	プランの改訂にあたって	2018年12月8日に国会で改正出入国管理法が成立したに修正する。	出入国管理及び難民認定法の改正について修正します。
3	プランの位置づけプランの推進にあたって	「互いの違いを認め…」から、「全市的、全庁的市民協働で…包括的に多文化共生を推進する」と進化させる。	P3の「(1)位置づけ」、P4の「3 プランの推進にあたって」の中で、全市的・全庁的に市民協働により取組を推進することとしています。
4	プランの基本理念実施計画	「互いのちがいを認め、お互いに支えあい共に築く 多文化共生のまち 岡山を目指して」と、「お互いさま」の言葉を入れていただきたい。「共に生きる」ことへの意志と、「支援」ではなく、「共に」の心構えを表現として入れ込んでいただきたい。「多文化共生」は常に「双方向」であることが必要。	P3の「(2)基本理念」の中で、「共に支えあい共に築く、多文化共生社会を目指していきます」と記載しています。ご意見を踏まえて、基本理念を「互いの違いを認め、共に支えあい共に築く 多文化のまち 岡山を目指して」と修正し、表現を統一します。
5	プランの推進にあたって	包括的な多文化「共生部門」を設置し、行政・市民・民間団体・学校などと外国人市民が同じ「テーブル」で意見交換をし、政策づくりをする恒常的な「場」を設ける。	岡山市は国際課が国際交流と多文化共生の業務を行っています。外国人市民会議、多文化共生推進ネットワーク会議、岡山市国際交流協議会等の関係団体と連携を深めていきます。
6	基本施策①行政情報の多言語化と情報伝達ルートの確保	窓口業務における対応については、「ワンストップ窓口」の設置を目指すことを入れていただきたい。特に、日本社会の制度・日本語がわからない外国人市民にとっては、ひとつの窓口で対応していただかないと相談窓口にとどり着けないうえに、そこに相談に行く意欲がなくなる。またそこで渡す資料については、「母語」や「やさしい日本語」のものにいただきたい。	相談・情報提供を一元的に担う外国人総合相談窓口を平成31年度に設置する予定です。行政資料の多言語化とともに、やさしい日本語の活用を推進していきます。
7	基本施策①行政情報の多言語化と情報伝達ルートの確保	在住期間の長い外国人市民の活用ができるように「在住外国人市民などを含めたボランティア通訳・翻訳」と明確に外国人市民の協働の表現を入れていただきたい。	具体的な施策50「外国人自身が支援する側になれるような仕組みづくり」の中で、通訳など外国人ボランティアの活用拡大を進めていきます。
8	基本施策②日本語や日本社会の学習支援	「日本語や日本社会の学習支援」となっているが、「日本語や日本社会の学習支援および日本人に対する学習支援」と日本人への学習支援も入れていただきたい。日本人への「多文化共生」理解教育も必要であり、たんに「外国人市民」だけでなく、「日本人」も同じように「共に」学ぶ姿勢が必要なことを入れていただきたい。特に、「ア コミュニケーション支援」となっており、「コミュニケーション」はまさに双方向の養成が必要だと考えます。	具体的な施策40「市民への多文化共生についての意識啓発」の中で、日本人市民にも多文化共生についての意識啓発を進めてまいります。また、具体的な施策5「情報を伝えるルートの拡充」の中で、やさしい日本語講座、語学教室を開催しています。

No.	箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	基本施策② 日本語や日本社会の学習支援	日本語を学習する機会の提供については、公共交通機関がまだ使えない、自動車の運転ができない、乳幼児を抱えて移動できないなどの外国人市民は日本語教育機会を利用することができない場合も多いので、住んでいる身近な地域で日本語学習ができるように日本語教室の数を増やしていただきたい。日本語学習については、日本語ができるようになれば学習者が減少するという「発展的解消」を含むので、人数・開催時間などにかかわることなく開催できるように、民間の力も取り入れるように「生活地域での日本語教室開催が可能な仕組みを進める」としたい。	現在、友好交流サロン(西川アイプラザ)、公民館等で日本語教室が開催されています。例えば、個人・少人数の外国人市民が日本語学習を希望される場合、指導を行うボランティアの活用ができるかどうかを含めて、今後検討していきます。
10	基本施策④ 教育支援の充実	教育支援については、国籍にかかわらず未来をつくる子どもを対象とする基本的な理念が必要であると考えます。そのために、教育施策に「多文化共生」の視点を入れた具体的な対策が必要です。学校側への「多文化共生」理解を進めるために、教員関係者対象の「多文化共生」理解促進を明文化していただきたいと思えます。	岡山市教育委員会では、第2期岡山市教育振興基本計画の中に、多文化共生の視点を入れて取り組んでいます。また、具体的な施策41「市職員への多文化共生についての意識啓発」の中で、学校関係者への理解促進に取り組んでいきます。
11	基本施策④ 教育支援の充実	保護者への意識啓発、支援体制の整備について、内容に「学校側の多文化共生理解を進めて体制を整える」としてほしい。実際に外国人市民の子どもを受入れている学校側の対応が適切でないと思われる事例がありました。しかし半面受入れ側が外国人市民への理解があり、保護者への細やかな配慮があるという事例もあります。受入れ側に「多文化共生」への理解があるか否かによって対応に大きな差があることを解消するために明文化していただきたい。	いただいたご意見を参考にしながら、具体的な施策41「市職員への多文化共生についての意識啓発」の中で取り組んでいきます。
12	基本施策④ 教育支援の充実	就学実態把握について、実際に義務教育年齢を過ぎて日本に來日した子どもは、年齢が過ぎているという理由で学校への受入れができず、教育の機会がなくなってしまうことがあり、それによって日本社会へ適応ができず、ドロップアウトになる。義務教育年齢を超えた場合も含めて未来をつくる子どもへの教育支援ができる実態調査と対応を含めていただきたい。	義務教育年齢を過ぎた子どもに対しての教育支援については、どのようなことができるのかが今後の課題であると考えています。
13	基本施策④ 教育支援の充実	学校支援ボランティア制度の充実について、施策に学童保育の対応を含めていただきたい。学校生活では日本語や学習支援には限りがあるので、学童保育の場を有効に使う支援をいただきたい。	学校支援ボランティア制度は学校園での教育活動を支援する制度です。今後、事業を展開するにあたり、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
14	基本施策④ 教育支援の充実	国際理解教育の推進の場に、外国人市民やその子どもの存在に光を当てて国際理解が進むように学校への働きかけが必要。「日本語がわからないから」ではなく、「外国語ができる」という存在として、その存在が周囲の子どもや保護者への身近な「国際理解」の一歩となるようにしていただきたい。	いただいたご意見を参考に、国際理解教育の推進に取り組んでいきます。
15	基本施策⑤ 保健・福祉・医療支援の充実	岡山市には「愛育委員」という独自の優れた団体とその活動があるので、その団体へも「多文化共生」への連携を明文化してほしい。外国人市民の中にも地域で愛育委員を担当した人材もあり、その経験を活かすなど実際の具体的な対応ができると考えます。	P4の「3 プランの推進にあたって」の中に記載していますが、愛育委員など地域に密着して活動されている団体と連携・協働し、いただいたご意見も参考にしながら取組を進めます。
16	基本施策⑤ 保健・福祉・医療支援の充実	既存の「多言語問診票」を病院に配備するなど、すぐに対応ができるのでそれを施策に追加していただきたい。	市立総合医療センターにおいて、院内表示に英語を併記したり、産婦人科の問診票を多言語化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
17	基本施策⑥ 居住・労働・その他生活支援の充実	研修生や会社勤務の外国人にとっては、職場が有効な機会を提供できる場であるので、そこを通して地域へのつながりや交流を促進していただきたいと考えます。そこで「地域のルールや行事などの情報を広く知らせる具体的な取組を行う」としていただき、事業者や地域団体への「多文化共生」理解講座の開催を実施していただきたいと考えます。	具体的な施策40「市民への多文化共生についての意識啓発」の中で、町内会や事業者などに対して実施していきます。

No.	箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
18	基本施策⑥ 居住・労働・その他生活支援の充実	入管制度の改正により、外国人労働者が今以上に岡山市に増加することにより、「情報を広く知らせる」ということから、「就業環境の適切性」を保証していく必要があると考えます。外国人労働者に日本語や日本社会の理解を進めるだけでなく、事業者への「多文化共生」理解を進めるように「商工会議所」など民間との連携を深めていただきたい。岡山市としても就業実態を直接訪問するなど実態の把握をしていただきたいと望みます。就業環境が問題を起こしている他県の事例を踏襲しないような岡山市を目指していただきたい。	外国人労働者の現状を把握するため、情報収集、実態把握に努め、支援団体等と連携しながら対応していきます。
19	基本施策⑦ 防災対策の充実	西日本豪雨の際に、岡山市内の外国人が他の市への友人にどうすればいいのかを尋ねた事例がありました。災害時には「向こう三軒両隣」の地域での「共助」が必要です。関係団体に「地域団体」との追加をぜひ書き込んでいただきたい。	P4の「プランの推進にあたって」の中に記載していますが、地域の団体と連携・協働し、いただいたご意見も参考にしながら取組を進めていきます。
20	エ 多文化共生の地域づくり	この部分は大変重要だと考えます。災害についても、ゴミなどを含めた生活問題に関しても、この多文化共生の地域づくりができれば多くの課題が解決できます。「子ども110番」があるように、「外国人110番」のように、身近で尋ねたり相談できる日本人や先輩外国人がいることは、外国人市民にとってそれほど安心できるかは想像に難くありません。地域社会に対する意識啓発を具体的に実施するために、ぜひとも市民協働の会をつくっていただきたい。例えば、「ゴミをきちんと分別するにはどうすればいいか」など課題解決に外国人市民・日本人市民両方で考えることは日本人へのゴミ対策への解決にもつながります。「多文化共生」はお互いの気付きを共有して、多様な思考から共通の課題解決策を作り上げるという基本的な立ち位置を基本として地域づくりの施策を進めていただきたい。地域づくりボランティアの登録(多国籍)を望みます。	外国人市民の生活を支援するため、相談・情報提供を一元的に担う外国人総合相談窓口を平成31年度に設置する予定です。いただいたご意見を参考に、市民協働の取組を進めていきます。
21	基本施策⑨ 地域社会に対する意識啓発	日本人市民と外国人市民の人間関係をつなぐことで地域社会への参画を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい公民館の職員として配置することを提案します。 ①コーディネーターとして公民館職員の活用を明示 ②コーディネーター機能(問題の緩和、双方の市民の人間関係をつなぐ)の明示 ③これら業務の評価方法の明示 の3点の追加を提案する。	外国人人口は今後も増加することが予測され、外国人市民も含めた地域コミュニティづくりが求められています。公民館では学びを通じて、共生のまちづくりの中で多文化共生の推進に取り組んでいきます。
22	基本施策⑩ 人権尊重の意識づくり	人権尊重の意識づくりでありながら、教育が関わっていないと思います。人権は子どものときより育てられるべきだと考えます。担当部署に教育・指導課、教育・生涯学習課、地域子育て支援課も含めていただきたい。特に、外国にルーツを持つ子どもは母国に対しての偏見をもって見られると自己肯定感が育つことができにくい。これによって、社会よりドロップアウトをしてしまうことがある。人権尊重は国籍にかかわらず、子どものときより育てるべきだと思います。	具体的な施策15「国際理解教育の推進」の中で、子どもへの教育を実施しています。また、岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画の「学校園での取り組み」の中にあるように、人権尊重の理念が正しく身に付くよう人権教育を積極的に推進することは重要であると考えています。
23	オ 外国人市民の社会参加の促進	外国人市民の存在を「見える化」して、その力を発揮する場面が多くなることを望んでいます。以前は開催されていた「外国人市民会議」の最終意見を市民の前で報告する会を復活させていただきたいと思います。外国人市民の感じていることを日本人が聞くことができ、質疑応答のできるとも意義のある会でした。ホームページに掲載されるだけでなく、直接に出会い、意見を交換することこそ「多文化共生」理解を進める機会ですので、ぜひお願いします。	基本施策⑫「外国人市民の地域社会への参加促進」の中で、外国人ボランティアの活用拡大を進めていきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
24	基本施策⑮ 国、県、周辺市町や民間団体などとの連携	外国人市民の中に「外国人労働者(外国人材)」を明記し、改正出入国管理法で具体化された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を岡山市行政として事業化する。(多文化共生総合相談フリーストップセンター、日本語学習支援の具体化、「夜間中学校」の新設、防災対策、公共施設の全てにフリーWi-Fiの設置、国・県・関係団体・地域との連携組織など)	国から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が示されました。プランの中にすべて網羅はしていませんが、国・県等と連携しながら必要な施策について実施してまいります。

No.	箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
25	基本施策⑮ 国、県、周辺市町や 民間団体などとの連 携	「多文化共生ネットワーク会議」を復活していただき、ありがたく 思っています。年間に数回は招集会議ではなく、外国人市民も 参加できるようなオープン会議の開催を望みます。岡山市は外 国人市民が分散して暮らしている傾向があり、なかなか「顔が見 えない」、「声が聞こえない」というネットワークの構築が難しい状 況です。職や文化のイベント開催から一緒に地域課題を考える 時期が来ています。特に災害については、待ったなしで災害前 の取組が必要です。	いただいたご意見を参考にしながら、多文化共 生推進ネットワーク会議のあり方、災害時の対 応について取り組んでいきます。
26	全体	外国人が4年連続で増え続け、既に多文化共生を推進し条例し たことにより、治安が悪くなった例もあるので多文化共生には反 対です。また、文化が違う外国人と共生していく事は不可能だと 考えられます。外国人の犯罪が増えていることから、この多文化 共生社会を推進するのは危険です。この多文化共生社会推進プ ランについては反対です。	日本人、外国人を問わず、すべての市民が安全 に暮らし、活躍できる多文化共生社会のまちづく りに向けた取組は必要であると考えます。
27	全体	現在、国連をはじめ、岡山でも「SDGs」についての考えが導入さ れていると思いますので、この点をプランのどこかに入れてはい かがでしょうか。	ご意見を踏まえて、P2の「1 プランの改訂にあ たって」の中に、SDGsの視点を追加します。
28	全体	国籍にかかわらず、在住外国人も日本人も、ともに多文化共生 の岡山市をめざすには、情報が外国人市民にも提供されるべき であり、そのためには日本語表現を「やさしい日本語」で書いて ほしい。そうすることにより、多言語に翻訳する場合も母語での 表現に翻訳できます。現在の表現では「YES・NO」がわかりにく く、外国文化の範囲での翻訳が困難です。 ひろく多様な人々に情報が提供できるような方法をするのが多 文化共生だと考えます。	プランを改訂した際には、やさしい日本語で表現 した資料を別途作成し、外国人市民の方々に周 知していきたいと考えています。